

会 議 録（要点筆記）

会 議 名	第 6 回米原市総合計画審議会
開 催 日 時	平成28年 4 月 6 日（水） 午後 7 時00分～午後 9 時00分
開 催 場 所	米原市役所米原庁舎 会議室 2 A
出席者および欠席者	出席者：岩崎恭典委員（会長）、鶴飼修委員委員（副会長）、西林正夫委員、 振角大祐委員、川崎祐七委員、北川学委員、小竹一男委員、 竹中礼子委員、田中雄一委員、鰐田鉄雄委員、富岡尚子委員、 福永ひろみ委員、森嘉信委員 事務局：鰐田正広政策推進部次長、 政策推進課：小寺真司課長補佐、森川誠、川瀬雅史 傍 聴：1 人 欠席者：中野民子委員、安田智枝美委員
議 題	・ 前回のまとめ ・ 第 2 次米原市総合計画基本構想（素案）について ① 基本構想の全体構成について ② 施策展開について
結 論	・ 第 2 次総合計画の施策体系（素案）の全体構成について確認した後、第 1 章、 第 2 章の施策展開について議論した。この議論を参考に施策展開を一部修正す る。次回の審議会では、第 3 章以降について検討する。
審 議 経 過	1 開会 （事務局から開会あいさつ） 2 あいさつ （政策推進部長あいさつ） （会長から開会あいさつ） （新年度事務局体制の紹介） 3 議事 （1）前回のまとめ 【事務局から、前回の概要を説明】 会長 「つなぐ」というキーワードで将来像や基本理念を設定し、それから基本政策 の 5 つの柱、そしてその 5 つの柱を下支えする都市経営の仕組み、この 6 つの柱 と各柱の施策目標を基本的な施策の体系にしていこうと議論が進み、結論 を得たことを確認させていただきたいと思います。 12 月から 3 月までの間に、政策そして施策に則する形で、今後 10 年間に市と してやっていくこと、市民にはこういう形で協働してもらいたいという基本構想

委員	の素案の作成に至ったわけです。まずは前回の振り返りはよろしいでしょうか。 (意見なし)
会長	では早速、議事(2)第2次米原市総合計画基本構想の素案について進みたいと思います。
事務局	(2) 第2次米原市総合計画基本構想(素案)について ① 基本構想の全体構成について 【事務局から説明】
会長	素案の部分について何か御質問はございませんか。進行管理であるPDCA(計画-実施-評価-改善)は、様々な成果指標がそれを回していく根拠になります。 基本構想として、今後10年間の米原市の施策体系を検討するわけですが、その下にアクションプランとして、3年に1回というよりも、ほとんど毎年3か年計画で見直していくことになります。 私たちがこれから議論するのは、基本構想の10年間で、米原市がやっていく施策に漏れがないか、これで間違っていないかということを確認します。それから、市民の皆さんの協働の取組が他にも考えられないだろうか。市民がこういう役割を果たせるよということは、皆さんの側から提案をいただくこともあるのではないかと思います。 基本構想素案の全体構成についてはよろしいでしょうか。
委員	(意見なし)
会長	では、この施策の展開、各論に入っていきます。
事務局	② 施策展開について 第1章 健やかで安心して暮らせるまちづくり 支え合いのまちづくり 【福祉】 【事務局から説明】
会長	第1章の健やかで安心して暮らせる支え合いのまちづくりでは、6つの細目に分けて、10年間に市はこういうことをやっていきたいという大きな方向性を示しています。主な取組の展開で抜けはないか、あるいはここはもうちょっと強調した方がいいのではないか、あるいは市民協働の取組で、このような市民の役割が考えられるのではないだろうかなどの御意見をいただければと思います。

委員	41 ページの①子育てと子育て環境の充実の下から2つ目に「身近な自然と親しめる子どもの外遊びを支援し」の部分について、私も冒険遊び場などを行っている立場として、外遊びの支援はとてめありがたいのですが、外遊びだけではなく、その地域の建物の中でも何でもいいと思います。ここは外遊びに限定しなくてもいいと感じました。
会長	この書き方だと、外で遊んだら支援するということになってしまうということですね。室内でお年寄りと交流するということも十分想定されるわけですから、「外遊びなどを支援し」とすると良いということですね。
委員	43 ページについて、地域お茶の間創造事業とありますが、現在の地域創造支援事業と地域お茶の間創造事業の違いを教えてくださいと思います。
事務局	地域創造支援事業は、地域課題の解決や地域の特色を生かしたまちづくりを進める事業です。地域お茶の間創造事業は、地域のお年寄りを地域で支えるためにサロンなどを開催します。家に閉じこもりがちになると、体力が衰え、介護が必要になることもあるため、介護予防の観点から、住み慣れた地域で安心して生活していくための居場所づくりを行い、地域での支え合いの福祉を展開するものです。
委員	米原市では、高齢者が増えていくので地域お茶の間創造事業の方をより高齢化対策として、力を入れていきたいと読み取っていいのでしょうか。
事務局	この章は地域福祉ですので、地域お茶の間創造事業について記載しています。地域創造支援事業のテーマが非常に幅広いので、地域創造支援事業で支え合いの福祉を自治会で取り組むとなれば、ここにも入ってきます。書き方としては地域お茶の間創造事業だけに限定しない方向で修正したいと思います。
会長	地域お茶の間創造事業というのは小さめの単位で、地域の中にたくさんあって、移動の問題や買い物難民、あるいは配食サービスといったものを地域お茶の間創造事業で、コミュニティビジネスとして成立可能ぐらいのサイズでやっというものを市が支援する。地域創造支援事業は、もう少し大きい自治会単位で、高齢者対策に限定されることなく、より広く地域の課題を取り上げて、ホタルの話や子育て対策などに取り組むようなイメージです。
委員	生活困窮者は高齢者だけでなく、子どもたちや親子、若者にも多いということを耳にしますが、そういったものは43 ページの地域で支え合い安心して暮らせ

	るまちの中に入っているのでしょうか。
事務局	44 ページの⑦生活困窮者への支援に含めています。
委員	子ども食堂を立ち上げておられるところもあるかと思いますが、そういったものを書く必要はありませんか。
会長	子育てと子育て環境の充実のところに入れてはどうでしょうか。
事務局	44 ページでは、広く生活困窮者の支援ということしか書かれていません。たしかに最近の相談の中では子どもや若者など、様々な分野があります。
会長	それをどこかに入れることが必要でしょう。今後 10 年を見据えた時に重要な話になっていくことは確かです。
委員	全体を通してのことも含めてですが、41 ページの①の最初の黒丸に「米原市子ども・子育て支援事業計画に基づき」と書いてありますが、例えば、差別解消法や国の法律に基づき、という表現なら分かりますが、市の最上位計画なのに、ほかの計画に基づき、と書くと順序がどちらなのかということが、わかりづらいと思います。 また、子どものところで③障がいのある子どもへの支援の充実の一つ目の黒丸のところ、「適切な支援やサービスが提供できるように」とありますが、「提供できるように」なのか「利用できるように」なのかどちらでしょうか。市民が受ける側なのか、市が提供する側なのかというところが部署ごとに書き方が違うところがあるように思います。
会長	主な取組の展開の主語は市になります。
委員	「利用できるように強化します。」と「提供できるようにする。」では微妙に違います。市民への伝わり方が違うと思います。市民協働への取組をどのようにつなげるかと言った時に、主な取組の展開で、市民協働に向けての働きかけが施策としてありますが、それぞれの所に明確にあってもいいかなと思います。 市民協働の取組で予防接種を受けましょうとあって、主な取組の展開で、その啓発をしますというように連動した部分はありますが、わかりにくい所も散見されます。
会長	色々とはどんなところですか、教えてください。

委員	44 ページ、⑦生活困窮者への支援に出っていますが、子どもの貧困や学習支援の部分がここに入ってくるのか、また米原市は、人権施策の中でもそれを扱っていると思うので、その両方に入れるのかということもポイントだと思います。 市民の協働の取組を地域福祉の関係でいうと、生活困窮も含めてですが、社会的に孤立するから経済的に困窮していくというプロセスもあるので、生活困窮も含めて、社会的孤立へのアプローチのようなものが支援の中に盛り込まれるといいと思います。 市民との協働の取組としては、誰も排除しない意識を持つとか、そういう人になるのかも含めて、一人一人を認めて社会の一員として多様性を認めていく。それは福祉の面からも人権からも言えるのかなと思います。 49 ページ、現況と課題の三つ目の丸、「障がいのある人の就労に向けた訓練や就労活動が行える作業所が不足しており、支援する必要があります」とありますが、何を支援する必要があるのか。ハード面を整備していくのか、違う活動場面をつくるのかということがわかりづらいです。 それから、50 ページの②障がいのある人の相談支援体制の充実について、これは先ほどの言葉の言い換えだと、「福祉サービスが利用できるよう、相談支援事業所において計画相談を行います」なのか、「事業所を整備していきます」なのかどちらなのか。市としてやろうと思っているのかがちょっと分かりませんでした。実際としては、各法人に任せておられるので、どちらが行うという意味なのかをはっきりした方がいいと思います。 それから、④障がいのある人の社会参加の促進の三つ目の黒丸について、権利擁護センターは市から私どもに委託いただいていますので、「連携し」という書き方でなくても、「設置し」という書き方の方がふさわしいのではないかと思います。 障がいの部分で書くのか、雇用で書くのかについてですが、障がい者雇用の部分、就労支援はありますが、会社なり地域なりに雇用の場面をどのようにするかという言葉が施策の展開なり取組の展開に入れていただけるとありがたいと思います。
会長	他に御意見ありませんか。
委員	1－1、安心して子育てができ女性や若者が輝くまちについて、引きこもりやニートの支援とありますが、10 代ぐらいの人たちというのは、こういうところで取り上げられない世代で、学校や家以外に居場所が必要な世代の方たちだと思いますので、それに対してもし何かできることがあるのなら入れられるといいと思います。具体的にどうするという案はありませんが、そこが気になっています。引きこもりまでいかなくても孤立しがちな人もいます。

会長	若者の社会的孤立ですね。現況と課題には書いてあるけれども、42 ページにあるような、来てくれればなんとかしますよという話だけではないということですね。
委員	既に引きこもっているとか、ニートになってしまう前段階で何かできることはないかと思いました。 もう一つ、ボランティアに参加しましょうということがたくさん書いてありますが、言葉にするとボランティアという言葉しかないのかもしれませんが、ちょっとこれは引っかかるところです。協働の取組と書くのなら、実際にはもっとたくさんの方の市民や各地域などの人と一緒に考える必要があると思います。何かをここに書かなければならないなら、こういう書き方になるのかもしれませんが、その点が気になります。ボランティア以外にうまい言い方があるかといわれるとちょっと分かりませんが。支援をするボランティアという、何かをしてあげるといような感じがすごく出るので、市民同士としては、してあげる側としてもらう側が分かれないうようにするといいいと思います。どのように書いたらいいかが分からないのですが。
会長	ボランティアというと、奉仕というニュアンスになってしまって、この中には当然のことながら奉仕でやっていかなければならない部分もあるけれども、今後の高齢化社会の中の支え合いの仕組みでいうと、ある意味お金をもらって事業の継続を考えていかなければならないというのがありますからね。
委員	例えば、44 ページの②地域福祉の人材育成と見守り活動の充実で、「福祉ボランティアなどの地域福祉を担う人材の育成を支援します」とありますが、このところも無償ボランティアだけをお願いしてしまっているのかと思います。
会長	そうですね。45 ページには、「福祉に関わるボランティア活動に参加しましょう」とありますが、多くの方は無償ボランティアのイメージを持ってしまうと思います。
委員	今の件について、地域お茶の間創造事業や介護保険の改正で、くらし支援課の方でも高齢者が活躍できる場面として、有償サービスの取組の展開もされていますので、コミュニティビジネス的なところを入れていくことがいいと思います。
会長	いろいろなボランティアの仕方があることは書いておいた方がいいかもしれません。
委員	40 ページの 1 - 1 安心して子育てができ女性や若者が輝くまちについて、こ

	の章を見ると、女性や若者が輝くまちという部分がどこに盛り込まれているのかわかりません。全体を通して見ると、なんとなく子育てしやすいということはわかりますが、女性や若者、特に女性が輝く要素がどこに入っているのでしょうか。 子育てを支援することで女性に余裕ができて、もっと仕事がしやすいということで、そこをさらに支援しますということならわかりやすいと思いますが、これは子育てがしやすいということですね。
事務局	表現が不足していますので修正させていただきます。
委員	抽象的な表現になりますが、主な取組の展開というところでは、抜けがないように、重複しないように色々な項目が挙がっているかという視点で見ていき、あとは、それを重点的にやる施策はどうかというところを見られるのが成果指標だろうと思っています。ここで重点的に予算を投入して、やることはこれだよ。数値が低いこの項目を上げて行くんだよということを見られるようにした方が、なんでも成果指標にします、ではない方がいいように思います。
委員	47 ページの一番下に市民協働の取組として項目が3つ挙げられているところについて、専門家ではなく一市民として感じたことですが、高齢者と小さな子どもをわけて考えておられますが、高齢者の中でも元気な高齢者に子育てを応援してもらったら一石二鳥になると思います。そうすると予算も抑制できますし、高齢者も元気になる。先ほどからボランティアについて有償だ、無償だという話が出ていますが、もちろん有償がいいとは思いますが、そうすると市の方もあまりお金もかかりません。保育士がかなり少ない状況ですので、そこを応援するという意味で、わかるよりは1つにできるところは1つで考えた方がいいのではないかと思います。
会長	例えば、お年寄りと子どもをマッチングさせて、地域で何かやっていけるという、そういう施策を推進しましょうというのは、多分、第6章の方になっていくのだらうと思います。 今、お話しいただいたようなことを第6章①地域力の創造の部分でしょうか、例えば、主な取組の展開なのか、それとも現況と課題のところなのか、「そういう必要性が高まっています。」といったことを現況と課題の方に書いておくということもあり得るのだらうと思います。 119 ページ、3 新しい地域の仕組みづくりというところで、各課でやっていったら、それは地域でちゃんと横断的に考えなければならないよという話がたくさん出てくると思いますので、それを記録していただいて、第6章のところでは生かしていけるような、そんなまとめ方、修正のかけ方をしておく必要があるかもしれません。今の御意見でいうと、子どもとお年寄り、それから元気なお年寄りが

	要支援ぐらいのお年寄りを地域で支えるといった具体的な話を入れ込んでいく必要はあるかもしれません。
委員	どこに分類されるのかが分からないのですが、子育てをしている家庭で学用品や制服、修学旅行資金を一時的に支援してもらえる制度があって、毎年4月に学校から資料が配布されると聞いています。 困っている保護者が身構えてしまわないような相談しやすい窓口にできたらいいと思います。例えば、社協に委託して、学用品のリサイクルや制服のリサイクルが斡旋してもらえるような窓口をつくってもらえると、もう少し利用しやすいのではないかなと思う時があります。社協に委託しておいて、どんな季節でも相談ができるという体制を整えた方が利用しやすいと思います。
会長	ここでいただいた具体的なお話が計画に盛り込まれるかどうかは別ですが、ただ、少なくとももっと細かい事業がアクションプランとしてつくられますから、多分そこで反映させていくような話でもあるだろうと思います。
委員	生活困窮イコール就労だけではなく、色々な問題があるというところでのとらえ方を指標の中で示していただけるとありがたいと思います。
事務局	おっしゃることは非常によく分かります。社会的なつながりは、非常に多くの施策にも関連しますので、別の章においても考えていきたいと思っています。
事務局	第2章 ともに学び輝き合う人と文化を育むまちづくり【教育・人権】 【事務局から説明】
委員	71 ページのいじめ対策について、解決の内容としては、いじめをしないことはもちろんですが、いじめがあった時に最悪の事態に至らないような環境をつくっていくの方がより大切かなと思っています。もちろんいじめはしてはいけませんが、大昔から今までなかったことがないと思います。いけないという意識を持つことは前提ですが、実際にはこういうことも考えてやっていただければいいかなと思います。
事務局	例えば、相談窓口として、いじめにあったことが自分から発信できるような仕組みも必要だという解釈でよろしいでしょうか。確かに、自分の中でずっと閉じ込めておくようなことでは良い状況にはならないと思います。
委員	公式な窓口というのでは、多分、遠いと思いますので、いじめ問題の解決にかかわる指導支援というところとか、学校での人権教育の中など、あまり具体的な

委員	提案はできないのですが。 もう一つ、いじめの解決にかかわる時に、ここには出てこないと思いますが、いじめている側の家庭環境が一番の原因だと思いますので、そこを見逃さないようにして欲しいなと思います。 前回、教育・人権のところ、学校の後ろに（園）を付けていただくようお願いして付けていただきました。ここでも学校（園）とするようお願いした方がいいのか、もしくは、小学校、中学校といった学校に限定されているからこのような表記になっているのか、どうしたらいいのか迷います。 また、就学前保育という言葉も出てきますが、子どもたちのことに関しては、福祉の方で書いているからここに書くよう求めなくてもいいのか、59 ページの①では「就学前保育・教育」と書いているのが、②では「教育」だけになっているのを「保育教育環境」と書いていただいた方がいいのか。関連分野については、学校施設の長寿命化計画について書いている部分にも園も入るのかとか。でも、先ほどの福祉のところにはこれは書かれていたから、別にここで求めなくてもいいのかとか、ちょっと複雑な気持ちになりました。
事務局	「学校」としている中にも園のことも含まれる部分がありますので、その辺は整理します。
会長	就学前保育や教育とか学校教育の充実と書いていますが、59 ページで、小中学校9年間を見通した指導方法と書いてありますが、その前があってもいいと思います。そうじゃないと園を入れた意味がないと思います。やっぱり義務教育までは米原市の責任として、小さい時からずっと中学校卒業まではこの地域で育てますよという姿勢を示しておかなければならないと思います。
委員	67 ページ2－5 スポーツによって、人と人、地域と地域がつながるまちについて、「ホッケーのまちとして知名度が高まっています」とありますが、ホッケーをしている人からしたら米原市はホッケーのまちとして有名です。ということは、ホッケー自体がみんなに知られないといけないということになるので、その啓蒙をするのかどうか気になります。
事務局	ホッケーが盛んなまちとして、ホッケーの魅力を発信しますということで発信をしていくことにはしています。
委員	米原市はホッケーをしている人からしたら有名です。ですからスポーツ自体を広めるのだとしたらすごくわかります。

委員	教育振興基本計画も読ませていただきましたが、主な取組の展開の方で、「スポーツを通じた青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団への加入を促進し」と書いてあります。今、現状はかなり厳しいので、アクションプランでよほどの得策を打ち出さないと国体に間に合わないと思います。山東小学校のスポーツ少年団も終わってしまいましたし、早めにスタートを切って得策を打ち出された方がいいと思います。米原市内の各小学校のスポーツ少年団が消滅しつつあって、今、春照小学校にしかありません。小学校からつなげていかないと部活にもつながりませんし、国体にもつながりませんので、早くスタートを切っていただきたいと思います。終わってしまったスポーツ少年団を復活させるのは大変だと思います。
委員	71 ページ⑤多文化共生の推進で、表現が難しいのですが、「多国籍市民が安心して暮らせるまちづくりに努めます」とあります。要は、外国の方をたくさん受け入れるために、まずその人たちが安心して暮らせるような環境づくりをしなければなりません、市民全体が安心して暮らせるまちづくりに本来努めるべきで、まず受け入れるための体制はもちろん必要ですが、基本的には市民の中に外国の方も普通にいるという感覚で表現した方がいいのではないかと、誤解を恐れずに言えば、そのように思いました。
委員	そうすると、ここでも園を入れていただきたいと思います。なぜかという、宗教上の理由で豚肉が食べられないといったことから、園でも除去食をつくったり、仲良し給食にも取り組んだりしていますので、入れていただければうれしいと思います。
委員	ホッケーについてですが、68 ページの④スポーツを身近に楽しめる環境づくり、について、私も近江地域のスポーツ推進員さん主催のビーチボールバレーに毎週火曜日の夜に通っていますが人が増えないんです。長年やっていて増えないのは何か理由があると思うんですが、今後、推してもらえような何かがあれば10年後にもう少しできるのかなと思います。 あとは、ほかにもスポーツ推進員さん主催の色々なスポーツがあると思いますが、その辺がどうなっているのかが気になります。
会長	わかる範囲で市の方から知らせていただければと思います。今の話の続きで、68 ページの市民協働の取組で、何か書くことはないのかなと思います。まずは親子で楽しむことから始めるということもあるでしょう。色々なスポーツがありますから、お年を召した方でもできるスポーツもあれば、ハードなホッケーの話もあるというような、バラエティ豊かなスポーツのメニューが必要になるというのが前段にあって、それを楽しませようという書き方があってもいいのかなと

	いう気がします。 68 ページの市民協働の取組であれば、スタッフの部分と選手となるとハードルが高いですから、もうちょっと気軽に楽しめるものが親子以外にもあるのではないかという気がします。市民の取組方として、今のお話の延長線上で何かあればいいなと思います。市民の役割には何があるのか、文言を考えておいてください。
委員	66 ページの②歴史文化遺産の保存活用で、日本遺産に認定されたと書かれています。私の記憶違いかもしれませんが、たしかこれは認定第一号だったと思いますので、そのことをちゃんと書いた方が関心が高まると思います。
委員	58 ページ、2－1 未来をたくましく生きる子どもを育てるまちとありますが、子どもが育つまちの方がいいように思います。 それから、先ほどの保育教諭のあとに学校の先生はいらないのかな、指導力を高めるのは保育園・幼稚園まででいいのかなと思いました。
委員	教職員の育成については、6 つ目の黒丸に、「研修などを通して」と書かれているからかなと思いました。わけてあるのでしょうか。
会長	やっぱり「子どもを育てる」のか、「子どもが育つ」のかといったら、「子どもが育つ」と言いたいですね。
委員	62 ページ、主な取組の展開の①の二つ目の黒丸について、現在、地域支援コーディネーターは配置されていないのでしょうか。
事務局	現在は、柏原中学校区と河南中学校区の2カ所に配置していますが、今年度は米原中学校区、伊吹中学校区にも配置します。まだ市内全域に広がってはいません。
委員	地域支援コーディネーターにここまでの仕事をしていただけるのか、すごく難しいと思います。ボランティア活動を組織的なものにして、さらに学校との関係をつくりながら学校づくりをさらに推進していくとなると、どんな人が担うのかと。多分、地域支援コーディネーター1人では到底できないなと思いますので、例えば、64 ページ①学び場づくりの推進で、公民館をコミュニティセンターなどにするという、大きな範囲で見ないとすごく難しいのだらうと思います。どのようにしていくのかなと思いました。
会長	私もこれは心配です。この書きぶりで行くと、本当に地域支援コーディネータ

	ーが学校と地域をつないで、なおかつ特色ある学校づくりをさらに推進し、というように、市もやるけれども、なんとなく地域支援コーディネーターが責任を負ってやるような感じになってしまいますね。これはかなりしんどい話だと思います。学校支援地域本部もそうですし、おそらくこの10年のうちにはコミュニティスクールが義務化されていく可能性があります。そうなった時に学校地域支援本部の仕事というのは、学校の側にあってはまずい訳です。地域の側にはないといけません。地域の側で色々とこの小学校、この中学校に対して、例えば、お年寄りが昔遊びを教えるよとか、あるいは学校図書室で読み聞かせをするお母さんがいるよというように、人材とメニューは地域の方に用意してあって、学校の校長先生、教頭先生がそれを選ぶような仕組みにしておかないとなりません。学校の先生はどんどん異動していくけれども地域はずっとそのままですから、地域の方には校長先生や教頭先生が代わるたびにコーディネーターが大変な苦勞をするという状況になります。そういう意味でいうと、それも後ほど出てくる地域創造の部分で、第6章で学校教育、地域支援本部、あるいはコミュニティスクールというようなものへの取組を具体的に書いておく必要はあるのかなという気がしています。御指摘のようにコーディネーターを配置すればすむという話ではないということは私も思いました。
委員	59 ページ、①就学前保育・教育、学校教育の充実について、一番下の黒丸に「子どもケアサポーターの派遣等」とありますが、スクールソーシャルワーカーを広域でされている部分がありますが、先ほどのコーディネーターも含めて、つなぐ役割であったり課題を抱えておられる方への取組など、そのあたりが実際にあるのかなのか。あるいは県で配置しているのでしょうか。
会長	教育の世界は、県費負担の教職員で入ったり、あるいは市の単費で入ったりしていますから、すごくややこしいんですね。そうであるのにも関わらず、地域の皆さんは県費負担なのか市の単費なのか分かりませんし、なおかつチーム学校という言い方をしていますから、ますます分かりにくくなっています。ちょっとここは確認をしてください。 各章について言い足りないことがまだまだあると思います。大変恐縮ですが、それは個別にお伝えいただくということでお願いできればと思います。第3章を最後に見ておきたいと思います。
事務局	第3章 水清く緑あふれる自然と共生する安全なまちづくり【環境・防災】 【事務局から説明】
委員	84 ページ3－4 みんなで備える命と暮らしを守る安全安心なまちについてですが、ここで認識しておかなければならないのは、地域の防災力が高齢化などに

	よって落ちてきているので、その認識に立つ必要があるということだと思います。自主防災組織の組織率は 100 パーセントを目指しておられますが、未だに達成できていません。これはつくろうと思ってもつukれないとか、仮につくったとしてもあとの訓練や研修に参加できないといったことがあるのではないかと思います。ここには書かれていませんが、自治会同士の連携が必要になると思います。防災組織自体を学区単位など、もっと大きく捉えてつくる必要があるとも思います。というのは、力のある自治会はいいいのですが、ついていけないような自治会もあると思うからです。訓練に参加できていない自治会もあると思いますので、地域防災力強化のところに何か入れていただけないかなと思います。
会長	第 6 章のところで記録しておかないといけない項目が出てきましたね。自治会ごとの自主防災組織ではしんどいところが出始めるだろうから、学区単位ぐらいで、もしくは自治会よりももうちょっと広い範囲ですということですね。
委員	今のことは、地域福祉の推進ともまったく一緒なので、第 6 章のところで書いていただきたいと思います。 それから、防災の関係の 86 ページのところで、避難行動要支援者の名簿登録率などが福祉分野の高齢者のところにも入りました。一方で、障がいのところには書いていないので、そのバランスを取るのか、こちらだけにするのかということ整理された方がいいと思います。
委員	避難行動要支援者の名簿登録率と個別計画作成率について、平成 33 年の目標値が名簿登録率 70 パーセント、計画作成率 100 パーセントとなっていますが、名簿登録した人が 70 パーセントで、その 70 パーセントの人が全員計画を作成するという意味でしょうか。
会長	名簿に登録してもらったら同時に個別計画はつくりますということですね。ここが指標として難しいところだと思います。計画製作率を載せるよりも 70 パーセントの登録率を 80 パーセントにするという方が大切だということになるわけですね。
委員	災害の中には原発事故は入っているのでしょうか。それとも稼働しない想定でしょうか。
事務局	米原市の地域防災計画の中にも原子力発電所の項目があります。災害の中には原子力発電所も含んでいます。
副会長	地域防災計画の中に他の市町村との連携は入っているのでしょうか。

事務局	広域応援や連携に取り組んでいます。自治体間で協定を結んだり、民間企業と協定も結んだりしています。
会長	第3章については積み残しということにさせていただきます。第1章、第2章については色々と御発言いただきました。まだ言い足りないことがあると思いますが、第1章、第2章については、個別に市の方に個別に言っていただくことにします。次回については、第3章から始めさせていただきます。できれば第6章までいきたいと思います。今後のことを考えますと、次回、第6章までは進めて、皆さんの意見をいただきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。一旦、議事の部分は終わりにさせていただきます。
事務局	4 その他 (1) 次回の審議会について 次回審議会を4月20日(水)午後7時から米原庁舎会議室2Aで開催します。 今回は、第3章の続きから第6章までの審議をお願いしたいので、事前に素案を御一読くださるようお願いいたします。
副会長	5 閉会 今日は大学の入学式です。桜は満開でした。山の方の桜が咲いているうちになんとかまとめられればと思いますので、御協力をよろしくお願い致します。意見は皆さん、妥協しないで言っていただきたいと思います。市役所は大変ですが、いいものをつくっていただければと思いますので、御協力よろしくお願い致します。